

ご案内

流札車両・落札車両・伝欠車両の取扱いについて

流札車両

1. 流札車両の搬出期限は、木曜日18時までとします。
2. 流札車両の搬出延長はいたしません。
3. 期限内に搬出されなかった場合は、全て自動的に次回AAへの再出品となります。
4. 出品コーナー、設定価格(スタート・希望)は、内容変更の連絡が木曜日12時までに無い場合、事務局判断にて再出品いたします。

落札車両

1. 落札車両の搬出期限は、木曜日18時までとします。
2. 落札車両の搬出の延長は、木曜日12時までに申請のあった場合に、土曜日17時まで可能とします。
3. 土曜日の17時以降の搬出は一切お受けできません。(日曜日は搬出できません)
4. 未搬出となった車両については、次回AA時に遅延ペナルティ(落札料相当額)をご請求いたします。
5. 不動産の搬出時間は、9時～18時の間とします(金・土曜日は17時まで)

伝欠車両

1. 会員名と会員番号の分からない場合は、搬入受付いたしません。
2. 伝欠車両は、搬入日の翌々週末までのAAへの出品を前提としてお預かりします。翌々週のAAにも出品できない場合は、ペナルティ(出品料相当額)をご請求いたします。
3. 伝欠車両の出品前に搬出する場合は、ペナルティ(出品料相当額)をご請求いたします。
4. 伝欠車両からの出品は日曜日の12時までとします。これ以後は翌週出品となります。

その他

搬出済み車両で在りながら駐車場内に放置されている場合は、出品店又は落札店にペナルティを請求します。

7月1日(土)の時点で上記該当車両は、7月3日(月)AA計算書にてペナルティを計上させて頂きます。尚、上記該当車両のいかなる損害やトラブルについては一切の責任を負いかねます。